

2 公園管理の手法

(この章では、公園愛護会活動に必要な公園の管理に関する基本的な事項を抜粋し、簡略化して記述しました)

(1) 横浜市による管理

身近な公園は各区役所の土木事務所が管理を行っています。大規模な公園等については市内2つの公園緑地事務所が公園の管理を行っています。(0-4、5)

遊具などの施設を安全に使っていただくため、通常の維持管理作業のほか横浜市による年4回の安全点検とその対応を行っています。また、公園愛護会や市民の皆様からの連絡や要望により随時の点検も実施しています。

高木の剪定や中低木の刈込み、草刈など一時期に業務量が膨大になるものや遊具や照明、トイレなどの施設の修繕など専門的な技術を要するものを造園業者や遊具の専門業者、電気業者、水道業者などに委託して実施する場合があります。

(2) 愛護会による管理

公園愛護会の皆様には、除草、清掃、利用者へのマナー指導、施設や遊具などの不具合が発見された場合の土木事務所(大規模な公園等は公園緑地事務所)への連絡、などの日常の管理をお願いしています。

Aコース対象

中低木の管理や、花壇の管理、雑木林の管理を希望する愛護会に対して、技術支援を行います。土木事務所(大規模な公園等は公園緑地事務所)にご相談下さい(3-3、5-9~11)。

トピックス

【指定管理者制度について】

公園を含めた公共施設の管理運営にも、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることが求められています。これを受け平成15年9月の改正地方自治法の施行により、指定管理者制度が導入され、従来、委託先が例えば外郭団体といわれる公共団体等に限定されていた施設の管理運営について、民間事業者などに委ねることが可能となりました。

公園についても、野球場やテニスコートなどの有料施設を持つ公園を中心に指定管理者制度が平成16年度から導入され、順次拡大する予定です。

トピックス

【公園の電気について】

公園というと「樹木や草の緑」のイメージですが、「照明」、「時計」、「トイレ」、「噴水」などの施設が電気によって維持管理されています。ここでは電気について寄せられている質問をまとめてみました。

Q 公園の明るさの基準は

A 横浜市では、照明灯設置基準により原則として、身近な公園500㎡あたり100W水銀灯を一灯、1000㎡あたり200W水銀灯1灯の基準で照明を設置し、晴天で満月の地面の明るさを基準に公園内の明るさを維持しています。

照明灯設置後何年も経過し、水銀灯の寿命によって照明灯の明るさが低下した場合や、樹木の生長によってできる影により、公園が暗く感じる場合があります。このような時は、水銀灯の交換や樹木の剪定を実施します。

Q 夜遅くまで若者が騒いで困っているので、深夜の照明灯を消灯したい。

A 点灯時間のタイマーを調整することにより、技術的に消灯時間の調整は可能です。

ただし、園内灯を夜間に消灯するためには、地域の皆さんの合意が必要ですので、愛護会を中心に話し合いを行ってください。

